

議事日程第5号

平成23年9月22日(木)

第1 議案上程(議案第90号から第95号まで及び請願第1号から第4号まで)

委員長報告(教育厚生、産業建設、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第96号及び第97号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第10号から第16号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 議員派遣の件

出席議員(19人)

1番	三浦桂寿	2番	佐藤誠	3番	畠山富勝
4番	船橋金弘	5番	三浦利通	6番	佐藤巳次郎
7番	吉田直儀	8番	中田敏彦	9番	蓬田信昭
10番	安田健次郎	11番	米谷勝	12番	高野寛志
13番	古仲清紀	14番	土井文彦	15番	小松穂積
16番	中田謙三	17番	戸部幸晴	19番	笛川圭光
20番	吉田清孝				

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	江畠英悦
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博

主 査 武 田 健 一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	佐藤 誠一	市民福祉部長	加藤 謙一
産業建設部長	三浦 源蔵	企業局長	佐藤 稔
総務企画課長	小玉 一克	船川港記念事業推進室長	大坂谷 栄樹
財政課長	田原 剛美	税務課長	杉本 光
生活環境課長	齊藤 豊	子育て支援課長	天野 綾子
福祉事務所長	加藤 透	農林水産課長	佐藤 喜代長
観光商工課長	山本 春司	建設課長	渡辺 敏秀
下水道課長	伊藤 岩男	病院事務局長	船木 道晴
会計管理者	伊藤 敦	学校教育課長	西村 隆
生涯学習課長	鎌田 和裕	監査事務局長	杉山 武
農委事務局長	高橋 郁雄	企業局管理課長	船木 吉彰
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第90号から第95号まで及び請願第1号から第4号までを 一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第90号から第95号まで及び請願第1号から第4号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めるにいたします。最初に教育厚生委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 教育厚生委員会に付託になりました請願第3号及び第4号について、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、請願第3号「義務教育費国庫負担制度堅持及び国庫負担2分の1復元」を求める意見書採択についての請願書についてであります。

請願の内容は、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっている。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

こうした観点から、2012年度政府の予算編成において、国庫負担堅持及び国庫負担2分の1復元を求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものです。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第4号30人以下学級実現を求める意見書採択についての請願書についてであります。

請願の内容は、日本はOECD諸国に比べ、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小・中・高校の望ましい学級規模」として26人から30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加するほか、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著にふえている。

このような観点から少人数学級を推進し、具体的学級規模は、O E C D諸国並の豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすることを求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました請願第1号及び第2号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、請願第1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願書についてであります。

本請願は、昨今の漁業を取り巻く情勢は、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加えて、構造的な魚価の低迷の中で収入面においても厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状態に陥っている。県民に対して、国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要であり、軽油引取税の免税措置は不可欠である。

以上のことから、漁業用軽油に係る軽油引取税を免税措置するよう、政府関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第2号米の先物取引試験上場の中止を求める請願についてであります。

本請願は、農水省が認可した米の先物取引の試験上場が、東京穀物商品取引所と関西商品取引所で8月8日から始まった。

米の先物取引の主役は、農家や米業者ではなく、圧倒的に投機家によるマネーベーグムの舞台になり、生産とは無関係に投機家の思惑で米価が左右され、ただでさえ不安

定な米価が投機筋の介入で、一層激しく乱れることは避けられない。

米価乱高下のもとでは、米づくりも中小の米業者の経営も成り立たず、消費者にとつても主食の安全と安定供給が置き去りにされる可能性がある。

以上のことから、米の先物取引試験上場は、直ちに中止するよう、政府関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第91号から第95号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る12日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

第1点として、熱利用システム事業化可能性調査業務の事業内容と財源内訳について。

第2点として、防災用備品における購入内容と財源内訳及び申請に係る県の補助額について。

第3点として、辺地共聴施設整備工事の事業内容と財源内訳及び難視聴未整備地区の今後の対応について。

第4点として、土地開発公社費における負担金の内容と財源内訳、並びにこれまでの運営状況と解散に向けての今後の進め方について。

第5点として、防災行政無線子局の移設及び新設の工事内容と財源内訳、並びに他の地域からの難聴改善要望の有無について。

第6点として、北都銀行の提言書の内容と県への提出に当たっての経緯とあわせ知事との意見交換の場における市長の受けとめ方とその考え方。さらに、庁内での検討等の有無について。

第7点として、災害時に避難場所として指定されている学校施設での耐震診断の状

況とあわせ、東日本大震災以降における国からの提言及び整備方針を踏まえた男鹿東中学校の改築に伴う実施設計の対応について。さらに、今後、廃校や公共施設で活用されていない施設解体の考え方について。

第8点として、農業振興費における地域整備計画策定準備業務、中山間地域等直接支払交付金及び農業経営テイクオフ支援事業費補助金及び重点品目産地づくりの支援交付金のそれぞれの内容と取り組み方について。さらに、中山間地域等支払いの整備状況とあわせ今後の予定面積と、これに係る恩恵を受ける農家戸数の割合について。

第9点として、公共土木施設災害復旧費における被害箇所とあわせ、今後の復旧の進め方。さらに仮設費等が含まれる工事での設計単価及び積算の考え方について。

第10点として、消防費における共済費の内容とあわせ、消防団からの意見、要望等に対する対応方。さらに、津波ハザードマップ修正業務における県の防災計画との調整内容について。

第11点として、なまはげ館二期工事の事業を行う理由と、その効果。さらに、整備後の収支計画に基づく入館料の設定について。

第12点として、林業振興費における未利用広葉樹資源活用支援交付金及び支援事業費補助金の経緯と、その財源内訳とあわせ事業の委託先と業務内容について。

第13点として、小規模介護施設の設立認可における補助金の交付要綱についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第91号から第95号までについては、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。4番船橋金弘君

【4番 船橋金弘君 登壇】

○4番（船橋金弘君） 決算特別委員会に付託されました議案第90号平成22年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過並びに結果に

について、ご報告申し上げます。

本委員会は、先般13日に開会し、正副委員長を互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明、さらに監査委員に対し決算審査における総括意見を求め、審査をいたしましたのであります。

各会計の決算概要については省略させていただき、決算額について申し上げます。

一般会計では、歳入総額が172億2千381万978円、歳出総額が166億4,137万4千571円となり、歳入歳出差引残額は5億8千243万6千407円となり、うち繰越明許費等の財源として3億5千322万5千620円を繰り越し、実質収支額は2億2千921万787円となっており、この剰余金のうち1億2千万円を財政調整基金に積み立て、残額1億921万787円を平成23年度一般会計に繰り越しておるものであります。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入46億9千442万8千922円、歳出46億1千377万2千168円で、歳入歳出差引残額が8千65万6千754円となっております。

老人保健特別会計では、歳入歳出同額の170万8千518円となっております。

診療所特別会計では、歳入が2千693万8千859円、歳出が2千423万71円となり、歳入歳出差引残額は270万8千788円。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳入が40億9千576万4千878円、歳出が39億5千431万8千528円となり、歳入歳出差引残額は1億4千144万6千350円。

介護保険特別会計の介護サービス事業勘定では、歳入歳出同額の1千368万3千643円となっております。

後期高齢者医療特別会計では、歳入が3億1千835万5千772円、歳出3億1千768万412円、歳入歳出差引残額67万5千360円となったものであります。

次に、下水道事業特別会計では、歳入が15億5千892万8千734円、歳出が15億114万6千199円となり、歳入歳出差引残額は5千778万2千535円。

農業集落排水事業特別会計では、歳入が7千805万6千121円、歳出が7千13万6千7円となり、歳入歳出差引残額は792万114円。

漁業集落排水事業特別会計では、歳入が1億3千643万6千489円、歳出が1

億3千225万1千531円となり、歳入歳出差引残額は418万4千958円となつものであります。

次に、質疑のあった主な点について申し上げます。

第1点として、未納となつた入湯税の発生時期及び期間、また、不納欠損となつた経緯、理由とあわせ、その他の税金もなかつたのか、その実態について質疑があり、当局から、入湯税については、平成19年12月から平成20年3月までの4カ月分の滞納額として40万5千350円であり、平成20年に土地・建物について参加差し押さえを行い、平成22年5月26日に一部売却されたが、市には配当がなかつた。平成21年9月18日に当市には配当なしで破産手続が終了。今後、差し押さえに伴う配当見込みがないことから、平成23年1月13日に差し押さえを解除し、平成23年3月18日に不納欠損処分検討委員会で審査し、平成23年3月31日付けで即時欠損したものである。

また、その他の税金でありますが、平成20年4月・5月分の市民税で8万3千22円、平成19年度から22年度まで固定資産税2千231万7千100円、入湯税と合わせた合計2千280万5千672円を即時欠損したものであるとの答弁があつたのであります。

さらに、湊監査委員より、入湯税の記帳ミスということでチェックする立場で何日も見ており、気付くのがおそかったことにより、議員の皆様にもご迷惑をおかけした。今後、事務手続にミスがないよう頑張るとの答弁があつたのであります。

第2点として、一次産業が本市の重要な産業である中、農林予算が前年度決算より減となつてゐる。また、農業振興資金の活用が少ない理由について質疑があり、当局から、一次産業農業部門の予算については、農業振興を図る担い手、農地の集積、土地改良事業の振興に予算を計上し、推進しているところであり、昨年の実績として転作及び米戸別所得補償モデル事業変動部分で3億7千万円が直接農家へ支払われたことから、総合的に農業予算は継続的に推移している。

また、振興資金の活用については、現在6件の貸し付けで632万円となっており、まずは上位の有利な補助事業の導入をお願いし、戦略、新規作物の導入や規模拡大などへの活用を図り、個人よりもグループや法人化向けを主体に貸し付けしているとの答弁があつたのであります。

さらに委員より、決算審査意見書の結びで、土木費は増となって農林水産費が減となっているその内容について質疑があり、当局から、漁港整備関係の地域生産物供給事業及び漁港活性化対策事業が終了したことにより、8千132万円で7.7パーセントの減となったものであり、土木費がふえている理由としては、新規事業で単独市営住宅建設事業6千914万円、景気対策として住宅リフォーム事業6千927万円を実施しており、土木費は1億2千215万円ほどで7.5パーセントの増となっている。今後は、景気対策も必要であり、農林水産業は本市の基幹産業でもあり、めりはりをつけた予算編成をしてまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、介護保険料の引き下げについて質疑があり、当局から、平成23年度介護保険財政調整基金を約1億3千万円程度と見込んでいる。あわせて、県の財政安定化基金も来年度限りの取り崩しが可能であることから、現段階では引き上げを抑えたいという考え方で、第5期介護保険事業計画の中で検討してまいりたいとの答弁がありました。

第4点として、敬老祝金99万4千円の不用額の内容と平成22年度の敬老祝金の取り組みに対する市長の見解とあわせ敬老祝い米は農業の振興につながったのかについて質疑があり、市長から、敬老祝い米については、減農薬の米を支給するということで取り組んだものであるが、減農薬の米については市の農業振興を含めた政策として今後も推進してまいる。また、祝金については、社会全体で見直されており、今後、本市でも検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに当局から、敬老祝金の不用額の要因として、それぞれの対象者の死亡等により不用額となったものであるとの答弁があったのであります。

また、委員より、敬老祝い米での支給について、どう評価し、受け取り拒否等があったのかとの質疑があり、当局から、一部苦情は聞かれたが、受け取り拒否についてはなかったとの答弁があったのであります。

第5点として、下水道事業で分担金・負担金が平成21年に比較して不納欠損額が大きくなっている原因と、本年度に予想される時効件数と金額の内訳、あわせて今後の計画及び取り組みについて質疑があり、当局から、平成21年度約3万1千円が平成22年度不納欠損額が350万円にふえた原因是、5年間経過すると時効となり、この処理を平成22年度で処理をしたことが大きくふえた理由と考えており、今年度

予想される時効となる人数、件数、金額については、公共下水道会計の負担金で26人の353件で約200万円、特定環境下水道事業の負担金で10人の128件で約140万円、使用料として15人の57件で約12万8千円、合わせて約350万円となっており、今年度はこの対象者を重点的に、現在、下水道課職員全員が分任出納員となって加入促進とあわせ戸別訪問などを行い、適切な納付指導や申告制ではあるが、猶予で対応できるものには積極的に相談に乗り、できるだけ猶予申請していただくとか、滞納者には分割納入できるよう実態に応じた収納対策を進め、不納欠損の減少に努めていくとの答弁があったのであります。

また、委員より、農地等にも分担金・負担金が賦課されるのか、猶予制度を効果的に活用し、不納欠損が生じないようにすべきではとの質疑があり、当局から、下水道が整備された場合は農地等にも賦課されるが、これまで船越、船川等の都市部であれば敷地面積が少なかったが、農村部に入ると農地等の面積が大変大きく、賦課面積が大きくなることから、農地が宅地化されるまで猶予申請の制度を活用し、不納欠損が生じないよう対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに、事業を進めるに当たっては、下水道加入希望者が7割以上の確約を取りながら進めている状況である。門前地区で実施している漁業集落排水事業では、今年度、処理場が完成する予定で、24年の4月から一部供用開始となるが、この地区においても7割以上の加入条件で進めていることから、今後は負担金等の滞納が多くなることは考えにくいとの答弁があったのであります。

第6点として、工事完成後の監査期間に、監査委員の立場から現場確認や工事検査などを行っているかについて質疑があり、監査委員より、監査委員事務局には工事への技術的監査機能がないため、建設課等所管課を通じて、定期監査や工事監査のときに聞き取りしながらチェックしているのが現状であり、単独で現場へ行って状況を見るということは行っていない。今後、現場へ行く必要があれば、行かなければならぬと考えているとの答弁があったのであります。

また、平成22年度の工事監査は定期監査の一環として、抽出した9工事について、契約関係書類及び設計図書等の書類を求め、担当課長及び担当係員から工事概要及び補足説明を受け、その中の4工事について現場確認を実施したとの答弁があったのであります。

第7点として、ヒラメ、岩ガキ、種苗放流による効果と、その漁獲量とあわせて男鹿の資源を活用し、食の発信を試みている中で、イガイの資源は減少しており、資源を守ることが大切な中において、環境・生態系保全活動支援事業における調査内容等について質疑があり、当局から、漁獲量実績について、アワビ0.7トンで444万円、ガザミ30トンで1,980万円、岩ガキ145トンで9千82万円、ヒラメ養殖2.3トンで277万円、総額1億2千万円ほどの実績となっている。

また、環境・生態系保全支援事業については、北浦漁協青年部がハタハタの資源確保するための藻場の調査であり、この事業は秋田県漁協北浦総括支所が県に申請し許可を受け、取り組んでいるものであり、イガイの資源確保、生態系の調査ではないことから、県の水産振興センターで対応できるか相談してまいりたいとの答弁があったのであります。

第8点として、農業委員の定数削減、選挙区の統合等について、委員会で協議されているのかについて質疑があり、当局から、9月1日に総会を行い、農業委員から会長を含め代表者11人を選任して、検討委員会を設置し、この二つの課題について今後の進め方と農業委員の定数根拠、法令、農業の課題、法改正後の農業委員の活動状況の実情の把握を行い、定数削減、選挙区の統合について検討協議を行い、12月までには結論を出す予定で現在進めているとの答弁があったのであります。

第9点として、市長交際費について70万円の決算額のうち30万円不用額となっている。なぜ減額補正しないで交際費を最大限活用して雇用の拡大等に向けられないのか、その理由について質疑があり、市長から、船川港築港100周年記念事業から海フェスタの実施につなげる意味で、いろいろな方に男鹿で講演を行ってもらい、特に男鹿のスポーツ関係で指導者になっている方と男鹿市民との連携を深めるなど、市のためになる有効な使い方に心がけてまいりたいとの答弁があったのであります。

第10点として、男鹿総合観光案内所の遊休地及び花壇の活用状況と管理運営とあわせ同案内所に対する今後の考え方について質疑があり、当局から、花壇については現在、花の部分は長沼老人クラブに管理をお願いしている。それ以外の未利用地は、観光協会で来年に向け菜の花の植栽の準備を進めている状況であるとの答弁があったのであります。

市長から、総合観光案内所の遊休地について、現在、具体的な案を持っていない。

あくまでも民間から遊休地を活用したい案を出してもらいたい。また、今ある施設を最大限活用し、観光案内所の位置づけについて、今はインターネットの時代でどんどん変化しており、新たな観光拠点として日本ジオパークに登録されたことでもあり、いろいろな意味で本市の情報を発信するだけでなく受信もできる場所にしたいとの答弁があったのであります。

第11点として、総合観光案内所とインフォメーションセンターわかみの指定管理料における経費の違いと、その内容について、さらに観光商工課所管の実行委員会の数と内容について質疑があり、当局から、まず、総合観光案内所は494万円、インフォメーションセンターわかみは329万円で、その差は165万円の違いがあり、指定管理料の試算に当たり、ともに人件費、光熱水費、保守点検料、材料費等をもとに積算しており、この中で施設の規模により光熱水費、保守点検料に違いがあるほか、人件費ではゴールデンウィーク、お盆、連休中の期間において、総合観光案内所の機能を強化する追加分など165万円の差額となっている。

また、自家用車で本市を訪れる方は、秋田方面と能代方面から入ってくるのが現状であり、その中で総合観光案内所の利用者は年間9万2千人ほどで、インフォメーションセンターわかみは4万2千人で、月平均4千人弱の状況であり、この人たちが施設を利用していることから、観光案内所機能としては効果を上げているものと考えている。

また、観光商工課所管の実行委員会は、平成22年度では船川港クルーズ船寄港歓迎、なまはげふるさと自慢市、なまはげ柴灯まつり、男鹿日本海花火、寒風山山焼きの合わせて五つの実行委員会があるが、なまはげふるさと自慢市については、男鹿市商工会と連携しながら事務局を担当している。その他は観光商工課で実質行っているのが現状であるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、なまはげ館の収益をなまはげ館二期工事の計画に回してはどうかとの質疑があり、当局から、現状はおが地域振興公社で施設の管理を行っており、なまはげ館以外は赤字を出している状況から、この営業収益をなまはげ館二期工事の事業に回せるかについては、検討を要するものと考えているとの答弁があったのであります。

第12点として、緊急雇用対策については、いろいろな作業や事業を実施している

が、恒常的な雇用につながらないのではないか。雇用されている人たちが技術を身に付け、それを生かす方策とあわせその考え方について質疑があり、市長から、基本的に男鹿の中で、いかにいろいろな雇用の場を生むかということで緊急雇用の場で一つの例として行っている。これが短期的な緊急ではなく、継続的な仕事につながるようなことを、ぜひ生み出してまいりたいと思っているとの答弁があったのであります。

第13点として、決算審査意見書の結びにおいて、本市においては総務省方式改定モデルに基づき財務書類を作成しているが、公会計の必要性に対する認識を庁内全体で取り組むよう要望しており、監査委員の立場としてどうしたらよいかとの質疑があり、監査委員から、貸借対照表が一番大事であり、資産台帳を整理して、正確・精緻な貸借対照表を作成していくなくてはならない。現在、市全体の財政状態を簡便的な手法で把握している状態であり、自治体経営に利用するに至っていない状態である。このため、決算統計の組み替え方式でなく、日常の会計処理段階から発生主義会計を導入している東京都方式のような会計制度に前進していっていただきたいと思うので、もう少し時間をいただかないといけないと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第90号平成22年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「休憩願います。」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

次に、議案第90号から第95号まで及び請願第1号から第4号までを一括して採決いたします。本10件に対する委員長の報告は、可決、承認、認定並びに採択あります。本10件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号から第95号まで及び請願第1号から第4号までは、原案のとおり可決、承認、認定並びに採択されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第96号及び第97号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第96号及び第97号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第96号人権擁護委員の推薦について及び第97号人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第96号及び第97号の人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本2件は、人権擁護委員の杉本正広氏、京極修二氏の2氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますので、杉本正広氏については引き続き同氏を推薦し、京極修二氏については、その後任として西方文太郎氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第96号について採決いたします。杉本正広氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号については異議なしとすることに決しました。

次に、議案第97号について採決いたします。西方文太郎氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号については異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第10号から第16号までが提出されました。この際、本7件を日程に追加し、一括して議題としたいたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本7件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第10号から第16号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議会案第10号から第16号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議会案第11号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

議会案第12号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

議会案第13号 「義務教育費国庫負担制度堅持及び国庫負担2分の1復元」を求める意見書

議会案第14号 30人以下学級実現を求める意見書

議会案第15号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書

議会案第16号 米の先物取引試験上場の中止を求める意見書

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。本7件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「休憩願います。」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本7件については、提案理由

の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第10号から第16号までを一括して採決いたします。本7件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第10号から第16号までは原案のとおり可決されました。

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体が中心となった復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など雇用創出と確保を結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。

- 2 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5:5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成23年9月22日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様
内閣官房長官 藤村修様
総務大臣 川端達夫様
財務大臣 安住淳様
厚生労働大臣 小宮山洋子様
経済産業大臣 枝野幸男様
経済財政政策担当大臣 古川元久様

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。加えて、地方自治体

が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、男鹿市議会は、国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について、次の事項を要請する。

記

1 実効的な財政措置

国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも使途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

2 地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示

すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自

治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。

3 消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる任用制度の創設

消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年9月22日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 西岡武夫様

内閣総理大臣 野田佳彦様

財務大臣 安住淳様

総務大臣 川端達夫様

消費者担当大臣 山岡賢次様

拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てごみの氾濫や廃棄物処分場の確保の問題、さらにはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く状況は、ますます深刻化している。1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための効果は十分とは言えない。

持続可能な循環型社会を築くためには、わが国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を

築くことが必要である。そのためには、生産者が生産過程でごみとなりにくいような製品を作り、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（E P R）の導入が必要である。また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄の防止に対し極めて有効な手段である。

すでに欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任（E P R）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果を上げている。

よって、男鹿市議会は政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、O E C Dが提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について、積極的に検討し早期に制度化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年9月22日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 西岡武夫様

内閣総理大臣 野田佳彦様

環境大臣 細野豪志様

経済産業大臣 枝野幸男様

農林水産大臣 鹿野道彦様

厚生労働大臣 小宮山洋子様

財務大臣 安住淳様

消費者担当大臣 山岡賢次様

「義務教育費国庫負担制度堅持及び国庫負担 2 分の 1 復元」を求める意見書

学校教育の発展のため、日々努力いただいていることに深く感謝と敬意を表します。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、次の事項を実現するよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

記

1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

平成 23 年 9 月 22 日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様
内閣官房長官 藤村修様
文部科学大臣 中川正春様
財務大臣 安住淳様
総務大臣 川端達夫様
地域主権推進担当大臣 川端達夫様

30人以下学級実現を求める意見書

学校教育発展のため、日々努力いただいていることに深く感謝と敬意を表します。

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するためには必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであります。また、秋田県においては、30人程度学級が小学校3年生まで拡充し、少人数学級が徐々に進展してきました。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、秋田県が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、次の事項を実現するよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教

育環境を整備するため 30人以下学級とすること。

平成23年9月22日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様
内閣官房長官 藤村修様
文部科学大臣 中川正春様
財務大臣 安住淳様
総務大臣 川端達夫様
地域主権推進担当大臣 川端達夫様

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する意見書

昨今の漁業を取り巻く情勢は、コストに占める燃油費のウエイトが極めて大きい漁業にとって、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加えて、構造的な魚価の低迷の中で収入面においても厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状態に陥っている。

さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業地域においては、零細漁業者も多く、軽油引取税の免税措置が廃止されると漁業経営は一段と圧迫され、漁業者は廃業にさえ追い込まれかねない。

このような中、県民に対して我々漁業者が国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要である。食料産業存続のためには、軽油引取税の免税措置は不可欠な措置である。

よって、国会及び関係行政庁におかれては、水産業の保護及び漁業経営の安定を図るため、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の恒久化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日
秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 横路 隆弘様

参議院議長 西岡 武夫様

内閣総理大臣 野田 佳彦様

農林水産大臣 鹿野道彦様

米の先物取引試験上場の中止を求める意見書

農水省が認可した米の先物取引の試験上場が、東京穀物商品取引所（東穀）と関西商品取引所で8月8日から取引が始まりました。東日本大震災の被災地では、農業の再生に向けて懸命な努力が始まっている矢先に、米を投機の対象にする先物取引を認可した政府、農水省の姿勢が問われています。

先物取引は、売った商品を限月（取引の終了月）までに買い戻して差額を精算し、逆に買った商品は限月までに売り渡し、差額を精算して取引を終了するのが基本です。実際に商品が受け渡しされるのは例外中の例外で、過去の実績では商品の受け渡しは、わずか0.08%にすぎません。米の先物取引の主役は農家や米業者ではなく、圧倒的に投機家によるマネーゲームの舞台になり、生産とは無関係に投機家の思惑で米価が左右されます。ただでさえ不安定な米価が投機筋の介入で一層激しく乱れることは避けられません。米価乱高下のもとでは、米作りも中小の米業者の経営も成り立たず、消費者にとっても主食の安全と安定供給が置き去りにされ、なによりも国産米が手に入りにくくなる可能性があります。

原発事故による米の放射能汚染の不安は、日本全体へと広がり、“米非常事態”とも言うべき状況です。政府が今やるべきは、米の検査と管理に万全の対策をとり、国民が安心して新米が食べられるようにすることです。主食をマネーゲームでもてあそぶ米の先物取引は直ちに中止することが求められます。

以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

記

1 米の先物取引試験上場は直ちに中止すること。

平成23年9月22日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様

農林水産大臣 鹿野道彦様

経済産業大臣 枝野幸男様

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ご配付しております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、ご配付しておりますとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 59 分 閉 会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 富 山 富 勝

議 員 船 橋 金 弘